

平成28年度第10回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年2月10日(金)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年2月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	7番 城戸 政治
8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉	10番 濱口 剛
11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸
14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子

5. 欠席委員は次のとおりである。

6番 濱村 隆喜

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第16号 許可不要転用届について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農用法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告第17号 長洲町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(案)について

その他

事務局  
濱北会長

それでは皆様、御起立願います。礼。着席。

改めまして、皆様おはようございます。

先日の27日、農業委員とそれから認定農業者の初めての勉強会をしましたところ、ほんとうにいい勉強ができたなというふうに思っております。御協力ありがとうございました。そしてまた、夜は夜で、意見交換会も参加をしていただきまして、ほんとうにありがとうございました。いい意見交換になったかなというふうに私は思っております。11月からはどうしても認定農業者が入るものですから、そのとき私たちがおるかおらんかわかりませんが、一体となった事業を進めていかなければなりませんので、どうぞそのときは御協力をよろしくお願いをいたします。

今日は第10回農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の提出議案を申し上げます。報告第15号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第16号「許可不要転用届について」、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第37号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、報告第17号「長洲町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（案）について」を議題といたします。

今日の議事録署名人は、9番長谷川委員、10番の濱口委員です。よろしくお願いをいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第15号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、報告第15号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届について、次のとおり報告をいたします。

受付番号でございます。50番、賃貸人のほうは梅田区の方、賃借人のほうが向野区の方でございます。申請物件の表示でございますけれども、高浜塘下、地番のほうは1673番の1、地目は台帳、現況ともに田となっております。地積が855㎡、申請理由は合意解約でございます。契約内容の変更のためということで、契約の合意解約の成立日が平成29年1月13日となっております。

続きまして、受付番号51番でございます。こちらのほうは賃貸人のほうが玉名市の岱明町の方、賃借人のほうは同じく玉名市の岱明町の方でございます。所在が3筆ございます。三つとも腹赤、塘下、地番が1698番、1699番、1700番となっております。台帳、現況ともに全部、田となっております。地積は、上のほうから1,023㎡、1,029㎡、988㎡となっております。賃貸人の自作のためということで、合意解約の成立日が平成29年1月の19日となっております。

以上で御説明のほう終わりたいと思います。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。この件について何か御意見ございませんか。



植え機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台、軽トラック 1 台を所有され経営をされておりますので、農業には支障がないというふうに思われます。通作距離でございますけども、こちらのほうも自宅のほうからもう道を挟んで裏側の農地でございますので、問題はないかと思われます。

下限面積の要件でございますけども、取得後の面積が 2 万 227㎡となりますので、面積状況は適合しております。地域との調和要件、地域との役割分担の状況でございますけれども、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業の区役に参加し、周辺農家と協力して農道用水路等の管理に努めるということございました。

周辺の営農状況でございますが、申請地には野菜の作付を行うということで、周辺の農地、農業上の利用に影響を及ぼすことはないということがございます。また農薬の使用については地域の防除基準に従って実施をするということございました。

その他、特記事項でございますけれども、申請地には農地法第 5 条の許可を条件に所有権移転の仮登記が設定されておりますが、本申請が許可となった際には仮登記を抹消するという事で同意書が添付をされております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ただいま 9 番の説明が終わりました。ここで地区担当の 7 番城戸委員に補足説明をお願いします。

城戸委員

7 番の城戸です。

譲渡人の国籍は日本ではありません。20 年前に大阪に移られ、それから耕作放棄され、竹林になっていました。それで譲受人が隣の土地だからということで買う気持ちになったそうです。なお、今後は申請地には野菜を作付する予定だそうです。

以上、説明を終わります。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と補足説明が終わりました。この件につきまして、質疑、質問等はございませんか。どうぞ。

池本委員

今、事務局の説明の中で最後のほうに 5 条云々のという言葉が出てきましたが、ちょっと私、理解できませんでした。その辺をもう少し。

事務局

この土地には、5 条の申請の許可を条件に身内の方の仮登記の申請が入っているんですよ。仮登記で本登記ではないので、所有権はもちろん変わりません。なので農業委員会で 5 条転用ですね、例えば家を建てる 5 条の転用申請を出して、通った後に家になればそこでは転用になるんですよ。仮登記というのは、先に得た者が、後からもし今の地主さんがその仮登記じゃない方に、順番にいかないように自分にまず来るように仮登記を入れてあるんですよ。だけん口約束ならできるかもしれないですよ、最初あなたに売りますよって。でもそれを何人でも言った後に、飛び越したり何とかならないように先に。で、5 条を条件に、仮登記なので単なる仮登記です。所有権は変わりません。なので名義もそのままです。ただ、この仮登記が残ったままであれば、今度この定例会の後に皆様の御意見で丸となった後は、3 条ですので、今回は所有権移転という

ことで名義が変わります。ただ、仮登記はそのまま残るんですよね、消さなければ。だからお互いが登記簿上抹消しますというのを同意してもらっています。抵当権とはちょっと違いますけど、そういう形で第三者が一つ絡んでいる物件になります。今回これを申請が通れば、その仮登記を外しますよという同意はちゃんと添付されておりますので、支障はないということで御説明をさせていただきました。

池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局

それいつごろ仮登記が入ってるの。  
仮登記が入ったのは平成2年です。  
平成2年。

家を建てたかったのかなと。5条と書いてあったけんが、多分。農地法第5条の許可を条件だったので、家を建てたかったのか。

増岡委員  
事務局

家を建てたかったのが建ててない。  
地主じゃなくて別の方ですね。建てたかったというか、建てる予定であったというだけで、もちろん多分農業委員会への申請は出てないと思います。

増岡委員  
池本委員  
濱北会長

普通だったら転用届けを出してでしょう。  
この平成2年に仮登記がありましたよと、3条が通ればそれは外しますよと。ほかにございませんか。

濱北会長

ありません の声有

ほかになければ賛成の挙手をお願いします。

濱北会長

賛成者挙手

全員賛成で、9番については原案どおり決定をいたします。

事務局

次に、受付番号10番の説明をしてください。

受付番号10番でございます。譲渡人が3名いらっしゃいます。1名が建浜区の方、2番目に熊本市の方、最後に玉名市の方、この3名が渡し人でございます。譲受人の方は梅田区の方でございます。所在地でございますが、清源寺の部都690番地となっております。台帳、現況ともに田、地積が763㎡でございます。申請理由といたしましては、規模拡大ということで申請が出ております。

田畑の全部利用要件でございますが、現在申請者は経営面積6,333㎡を経営されております。家族二人で農業に従事されており、水稻、野菜、果樹の作付をされております。今回の申請地については、畑、作物を作付を予定されており今後も全て農地は耕作するということでございました。農作業の常時従事要件でございますが、現在、譲受人は50年以上の農作業の経験がございます。取得後も従事するという事で問題はないかというふうに判断をしております。

農機具の状況につきましては、トラクター1台、これは借用ですね、トラクター1台、田植え機、コンバイン、軽トラックを借用して経営していくということで、農作業には支障はないというふうに思われます。通作距離でございますが、自宅から車で10分程度、問題はないというふうに判断をしております。下限面積の要件でございます。取得後の面積が7,096㎡となるので、面積状況は適合しております。

地域との調和要件でございますが、農業の維持、発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設への維持、管理への協力は計画をされているということでございます。周囲の営農条件でございますが、周辺農地に支障がないように耕作するというところでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長  
上野委員

ありがとうございました。担当委員の5番の上野委員に説明をお願いします。

5番、上野です。まず、場所ですね。6ページと7ページをあけてください。国道501から内村酸素さんのほうに入りまして、宮本工業さんの前を通っていったところです。この周りには非常に太陽光が現在工事中とか、荒れ放題の場所だったのがきれいになりつつあります。周りがですね。6ページのところに田ん中の図が、今現在の図がありますけど、ちょうど申請地という指で差してあるところですね、これからずっとこれが水路になっております。見に行きまして、この手前に立ちまして見たときに、水路に囲まれておりまして、その正面は運送会社の今度取得されるところでブロックが1,500やったかな、5尺か6尺ありました。ですから普通でしたら機械も何も入れないわけですね、水路がありますから。もしこれをこのまましておりましたら、ここは今の現状のまま何にもならない土地になっておりました。その分を借り受けの人が買われて、野菜をつくるという。野菜をつくるということでしたのでよかったなと思って今日は皆さん方に御審議いただきたいと思って。行ったときは何じゃろうかと思いましたが、とても個人ではできないところで、前もお話しましたが、この周りは個人の力では何もできませんけど、行かれたらわかると思いますけど、徐々にきれいになりつつあります。

以上です。よろしく願いいたします。

濱北会長  
馬場委員

ありがとうございました。ただいま補足説明が終わりました。ごらんのとおりでございます。この件につきまして何か質問等はございませんか。

質問じゃなかばってん、よかですか。申請理由が経営拡大ということで、これは前も何回かありましたが、申請理由は途中で変えても別に問題なかつですか。いっちょん使わずすぐいろいろと事情があるのか知らんばってんが、それは問題なかつですか。

事務局

体の都合とかいろんなことでできなくなりましたということならそれまでですし、もちろん本人とも、たまたま全然別だったんですけど、しゃべる機会があったんで、今までの場所も含めて、多分同じような場所があると思うんですけど、そこが皆さんが思っているように変わったかどうかは知りませんが、ただ、荒れないようにちゃんとシルバーさんなりを入れていくと、もちろん3条で出している以上はそういうことなので、そこは私も理解はしていますということも今回の件では伺ってはおります。

馬場委員  
濱北会長

はい、わかりました。

いろいろ問題がありましてですね。

ほかに意見ございませんか。

ありません の声有

濱北会長	ほかになければ、賛成の挙手をよろしいでしょうか。
	賛成者挙手
濱北会長	全員賛成です。ありがとうございました。受付番号10番については原案どおり決定をいたします。ありがとうございました。
	次に進みます。
	8ページです。議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より受付番号の30番の説明をしてください。
事務局	議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、次のとおり提出をいたします。受付番号30番でございます。譲受人の方が福岡宮若市の不動産会社の方でございます。譲渡人が長洲町町内の建設会社でございます。申請物件の表示でございますが、所在が高浜字浜浦、地番が1504番の1、地目でございますが、台帳、現況ともに畑、地積が149㎡となっております。申請理由といたしましては駐車場、施設面積も149㎡となっております。
	こちらのほうでございますが、11月の定例会でこの不動産会社の役員の方の個人名義で1回転用を出されましたけれども、どうしても会社のほうでもう1回取り直し、名義を変えて取り直しということで、1回取り下げられてもう1回上げてこられた物件でございます。内容的には前回説明した内容と同じでございますが、添付書類等に関しましても名前が役員のお名前から会社の名前に変わったというところで、別に内容的には変わってございませんでしたので、説明のほうは省かせていただきたいというふうに思います。
	以上でございます。
濱北会長	ありがとうございました。土山委員、何か説明がありますか。
土山委員	土山ですけど、今言われたとおりです。第7回の11月のときは譲受人の名前は会社役員でついていたのが、今度不動産会社のほうに変わったということで。名義が変わっているだけで何も問題はありません。
濱北会長	ありがとうございました。この件について何か質問はありますか。
	ありません の声有
濱北会長	なければ、賛成の挙手をお願いします。
	賛成者挙手
濱北会長	ありがとうございます。原案どおり決定をいたします。
	次に、受付番号31番の説明をしてください。
事務局	受付番号31番でございます。賃借人が長洲町の建設会社、賃貸人が大明神区の方でございます。申請物件の表示でございますが、長洲の字二ノ割2713番地でございます。地目が台帳は田、現況は雑種地となっております。地積面積は469㎡です。申請理由といたしましては共同住宅と駐車場ということで申請されております。こちらのほうの農地区分でございますが、鉄道の駅や市町村役場、その他公益的施設の整備状況が、農林水産省令で定められておりますおおむね300メートル以内の区域というところで第3種農地と判断しております。
	資力及び信用力でございますけれども、こちらのほうは金融機関のほうか

ら残高証明が添付されております。事業費のほうを超過されているため適当というふうに判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけども、事業計画書と土地利用計画図等の添付がされております。平成29年3月10日に着工予定ということで計画されております。遅滞なく事業に供されることが見込まれます。計画面積の妥当性でございますが、申請地に新たな共同住宅2世帯分とその駐車場、あわせて賃貸人の所有する隣接する共同住宅に不足している駐車場ということで、新たに建設される駐車場と、もともと近くにもう一つアパートを持っていらっしゃるんですので、そちらのほうの駐車場の整備ということで申請を出されております。面積は妥当というふうに判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地は土地の造成工事することなく現状のまま宅地に転用できるということで、近隣農地へ土砂流出による被害等を与えることはないというふうに判断しております。その他特記事項でございますが、雨水は北側の水路へ流すということと、生活雑排水、汚水に関しましては、公共下水道を利用する。また申請地に不適切な盛土を行っていることに対しましては始末書が添付されています。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。地区担当の9番長谷川委員に補足説明をお願いします。

長谷川委員

9番の長谷川です。ただいま説明がありました案件について説明いたします。内容につきましては事務局より詳細な説明がありましたので説明を省きます。場所につきましては、長洲町の役場前の道路にちょうど、皆さん御存じでありますけど、中道公園、そしてロッキー、そして喫茶店のエルモンド、ここにちょうど押しボタン式があるんですね。そこを大体、裏っ側、菜切川の方向へ大体50メートルくらい行ったところですよ。そこが現地でございますので、今説明がありましたように埋立てもしてありますというようなことで、駐車場、大体自動車が今度は10台くらいとまりますかね。何ら問題はないと思います。まして隣接する農地もありませんので何ら問題は起こらないと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま31番について説明が終わりました。補足説明も終わりました。この件につきまして、何か質疑等はございませんか。どうぞ。

池本委員

共同住宅の駐車場として利用するということですけども、共同住宅は何部屋あるんですか。すぐ南側のニューコーポF K、ここだけですかね。

事務局

そうです。ここは何階建てかな。

池本委員

2階か3階建て。

事務局

3階建てで多分ですね、9世帯、6世帯かな。8台分の駐車場です。

池本委員

今はじゃあ、駐車はどこにしてあるんですかね。



事務局	今はもう、建物の真下をぐるっと囲っているだけです。1階がスペースになっているような形の。駐車スペースになってます。
濱北会長 池本委員	上が工場やったけん、昔。 こういったかたちですね、過去に駐車場として利用しますよということで、駐車場は十分あるのに違った物件を購入したという事例もあるわけですね、申請が。現況で十分駐車場があるのに、またその駐車場を設けるのもおかしいわけですね。誰も駐車せんやったとか、資産目的にそうやって土地を買うとか、そういうことはないでしょうね。
長谷川委員 事務局 池本委員 事務局 池本委員 事務局 池本委員	この前の事務局の説明では賃貸ということでしょう。 土地は貸しです。 これは売買じゃない。 売買じゃないです。貸しです。 売買じゃなければ投資目的ということはあるわけな。 はい。 それはわかります。ただ、こういった場合ですね、売買の場合、結局今のアパートに十分ある中で、次のものを目的として自分の資産として買入れたいために、結局そういった口実をつけるために駐車場としてですよというようなケースがあるけんですね。賃貸なら結構です。路上駐車せんようにですね。
濱北会長	ほかにありませんか。
濱北会長	ありません の声有
濱北会長	なければ、賛成の挙手をお願いします。
事務局	賛成者挙手 ありがとうございます。全員賛成で原案どおり決定いたします。 次に、受付番号32番の説明をしてください。 受付番号32番でございます。譲受人が宮崎区の方、譲渡人がお二人いらっしゃいます。南阿蘇村の方と腹赤区の方でございます。申請物件の表示でございますが、腹赤字小野四郎山でございます。地番が691番の1と705番となっております。地目でございますが、台帳、現況ともに畑となっております。地積でございます。上が812、下が472となっております。申請理由といたしましては太陽光発電施設というふうになっております。施設面積が426.02㎡となっております。農地区分でございますけれども、こちら第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるということで、第2種農地と判断をしております。 資力及び信用力でございますが、金融機関の融資予定証明書と残高証明書をつけられております。事業費を超過しているということで適当というふうには判断をしています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされております。平成29年9月15日より着工するというふうに計画をされており、遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。 計画面積の妥当性でございますが、申請位置に太陽光パネル260枚、49.5キ

口、面積として先ほど申しました426.02㎡を設置され、通路と駐車場を計画されております。適当な面積というふうに判断をしておりますし、問題ないと思われます。転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、一部地盤の改良と現状の地盤の整地、ならしを行うということでございます。土砂が場外に流出するような工事ではないということで、近隣農地への被害は与えることはないということでございました。その他特記事項でございますけれども、雨水に関しましては地下浸透を行うということで申請が出ております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで担当委員の池本委員に補足説明をお願いします。

池本委員

説明します。資料で14ページと15ページになります。

現況は2枚とも耕作放棄地でした。特に南阿蘇村の方はもともと岱明町西照寺ひばりヶ丘において、その後、余生を南阿蘇で送ろうということで向こうに行って向こうで土地も5反以上購入して家を建てて、余生を送るための農作業をしていらっしゃいました。ちょうど私も、そこには去年ちょうど今ごろ3回ほどお邪魔したんですけども、俵山トンネルを抜けて約2キロくらい行ったところ、久木野の道の駅の手前にいらっしゃいます。そういった遠方に行って管理が全くできないというので、誰か買ってくれんかなと、管理に困ってますということは私も伺ってました。そういったようなことで2枚とも耕作放棄地であるということで、太陽光パネルに利用してもらえば耕作放棄地も減るのではなからうかと思ってます。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま補足説明も終わりました。何か御意見等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成で原案どおり決定をいたします。

次に、受付番号33番の説明をしてください。

事務局

受付番号33番でございます。譲受人が向野北区の方、譲渡人が赤崎区の方でございます。申請物件の表示は宮野字瀬戸でございます。地番が二つございます。1463番の1と1463番の4でございます。地目でございますが、台帳、現況ともに田、地積は、上のほうから372㎡、88㎡となっております。申請理由といたしましては個人住宅進入路というふうになっております。施設面積でございますけれども116.76㎡というふうになっております。農地区分でございますが、第1種、第3種ともに該当いたしませんで、広がりもない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということで、第2種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の融資事前審査結果が事業費を

超過しているため適当というふうに判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年6月1日より着工するというふうに計画されております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますけれども、申請地が1463番の1に個人住宅を建設されます。1463番の4につきましては進入路の建設というふうになっておりますので、面積的には適当というふうに判断をし、問題ないというふうに思います。転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、造成中は土砂の流出や法面の崩壊がないよう注意するということと、建物が南側に寄せ過ぎないようにし、平屋建てを建築するというところでございました。建物の高さを抑え、南側農地への日照、通風に配慮をするということと、東側農地との境界にコンクリートブロックを設け、雨水の流出を防ぐというところでございました。その他特記事項でございますが、雨水は溜桝で集水し東側の道路の側溝へ流出をするということと、生活雑排水及び汚水については東側の町道の公共下水道を利用するというところでございました。あと、1463番の4の所有権につきましては、持ち分2分の1ということで申請を出されております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで地区担当で8番の池上委員に説明をお願いします。

池上委員

8番の池上です。場所は向野からひまわり幼稚園の先から右に曲がったところ今岡医院の南側ですね、ちょうど。そのすぐ隣です。そして雨水は道路側の側溝に流す予定ですね。周辺には農作業、田んぼもつくってなかごたるけん迷惑するところはないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。

濱北会長  
坂上委員  
事務局  
坂上委員  
事務局

ありがとうございました。この件につきまして何か御意見等ございませんか譲受人が建てらすとですか。

ええ。

北区ってどこの。

向野北区。向野北って社宅だけなんですよ、行政区で言うと。

向野北区自体が社宅のあの10何棟しかないです。向野北区となると、そういうことになってしまうんです。

増岡委員  
事務局  
増岡委員  
事務局  
濱北会長

皆出ていかないといけないから社宅。

社宅は何かいろいろ何年とか決まっているんでしょう。

最長6年です。

年齢とか、いろんなことが多分あると思います。

ほかに何か御意見ありませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成で原案どおり決定をいたします。

次に、進みます。受付番号34番の説明をしてください。

事務局

受付番号34番でございます。使用借人が向野区の方、使用貸人が腹赤区の方でございます。申請物件の表示でございますけれども、腹赤字浦畑1001番の2でございます。地目でございますが、台帳、現況ともに畑となっております。地積でございますけれども、411㎡となっております。申請理由といたしましては個人住宅、施設面積が99.19㎡となっております。こちらのほうの農地区分でございますが、こちらのほうも第1種、第3種には該当しないということで、第2種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の融資予約通知書が事業費を超過しているため適当というふうに判断をしております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成29年4月1日より着工するというふうに計画をされております。遅滞なく事業に供することが見込まれます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に個人住宅の建設ということで面積的には適当というふうに判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、土砂の流出等については工事期間中は十分に注意し、被害防除に努めるとともに、建築物は敷地境界から離し、十分に考慮するというところでございました。その他特記事項でございますけれども、雨水は集水ますを設置し、東側道の側溝に排出をされます。生活雑排水及び汚水については、東側の町道公共下水道を利用するというところでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで担当委員1番の池本委員に補足説明をお願いします。

池本委員

補足説明いたします。位置図は18ページと19ページになります。場所は腹赤小学校から腹赤中学校に行くちょうど真ん中くらい、右のほうに曲がれば、腹赤の納骨堂があります。それを通り越して、また右に曲がってから約100メートルか150メートルくらい行った住宅地の真ん中です。1001番を分筆して、親が手前、入り口に家を建てて1001番2が残っておったわけですね。その隣接地に子供さんが家を建てるということです。隣には農地もありますけれど、農地よりもそこが逆に1段低くて、全く農作業等に迷惑かけないと思います。そういったことでよろしく御審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。この件につきまして何か質問等はないですか。

濱北会長

この989が道路ですかね。

池本委員

1001番の1から入っていきなきゃだめ。

事務局

申請地は、今、親の家の庭ば通っていく感じです。一応予定では、建築確認等では多分、道路の隣接と言われることがあると思うので、もしかするとそこは分筆されて道をつくられるような図面がついてます。

濱北会長

ここは新しく道をつくらすわけ。

池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局  
濱北会長

分筆せんげな建築許可はおりらんやろう。  
建築許可は接道がないとあれなんで。  
やっぱここは道だろうな。つくらんと家はつくられんやろう。  
そうです、そうです。  
ほかにありませんか。

濱北会長  
濱北会長

ありません の声有  
なければ、賛成の挙手をお願いします。  
賛成者挙手

事務局

ありがとうございます。全員賛成で34番については原案どおり決定をいたします。

次に進みます。20ページです。

議案第37号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

議案第37号でございます。「農用地利用集積計画（案）」が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

21ページをごらんください。今回申請をされた分が左半分の「今回」と書いてある分で、5年間の分と10年間の分が書いてあります。田が5年分が4,175㎡、10年が1万8,710㎡ということで、合計2万2,885㎡が今回申請をされた分でございます。

次のページをごらんください。今回申請をされた方が5名いらっしゃいます。新規の方と再設定ですね。新規が2万2,389㎡、再設定が496㎡となっております。23ページのほうに賃借権が書いてあります。こちらのほうの件数が7件出ております。20筆で地積が1万9,290㎡、全部田となっております。

次のページをごらんください。24ページでございますが、こちらのほうに期間借地が書いてございます。3件の申請が出されております。こちらのほうですね、上二つが新規、最後が再設定となっております。一番最後の合計を見ていただくとわかりますけども、3件で6筆、3,595㎡となっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。この件について何か質問等はないですか。

濱北会長

ありません の声有  
なしという声でございます。なければ原案どおり決定いたします。ありがとうございます。

次に進みます。25ページ、最後になります。

事務局

報告第17号「長洲町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（案）について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

報告第17号でございます。「長洲町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（案）について」、次のとおり報告をいたします。

26ページに条例案をつけております。まずはこの条例を出す経緯でございますけれども、この前、勉強会でもあったと思っておりますが、こちらのほうは、農業協同組合のほうの一部改正の法律、平成27年8月28日に成立、9月4日に公布をされたものに関連いたしまして、農業委員会等に関する法律が改正されております。こちらの法律の改正のポイントは4点ございまして、一つが農業委員会の事務の重点化を明確にされております。次に農業委員の選出方法を今の選挙制と市町村長の選任制の併用制から、今度、市町村長の任命制ということで議会のほうに同意を求めることとなります。3点目は農地利用最適化推進委員の新設ということが書いてございます。4点目は農業委員会をサポートする都道府県のネットワークの構築ということが書いてございます。

この4点のうち2点目、3点目を受けて今回条例のほうを改正するわけですが、趣旨といたしましては先ほど申しました農業委員会に関する法律、こちらのほうの改正に基づいてということになっております。

農業委員の定数でございますけれども、第2条で農業委員の定数は10名というふうになっております。こちらのほうは基準がございまして、農業委員会等に関する法律施行令という基準がございまして、上限が14名と決まっておりますので、10名というところで定数をはじいております。

次に第3条でございますけれども、こちらは最適化推進委員の定数でございます。こちらのほうも農地100haあたり1人ということで、現在農地面積が800haをちょっと超えるくらいでございますので、8名というところで人数設定をしているところでございます。

次に、附則のところでございますが、施行期日のところはこの条例は平成29年4月1日から施行するというふうに書いてございますが、農業委員を決める場合には応募が条件となっております。いろんな条件等をつけたところで応募という形をとらなければいけませんので、いろんな事務をこなすために4月1日から施行するという形をとっております。

次に、附則の2項のほうで今の農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止するというを書いております。今ある農業委員会の条例は、ここで廃止をさせていただくということでございます。

3項は経過措置でございます。こちらのほうの経過措置につきましては、下のほうに書いてございますけれども、改正法附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により存続するものとする間と書いてあります。今、農業委員の任期が平成29年の10月30日まででございますので、この間は第2条、第3条の前項の規定は適用せずと書いておりますので、定数は適用しないということを書いております。その効力を有するというをこの3項の経過措置でうたっているというような状態でございます。

今回の条例案につきましては、あくまでも人数を定めるというところでの条例案を3月の定例会でお出しするような予定にしております。一応、案ということで書いておりますけれども、このような形で上程する予定でございます。

以上、簡単ですけども説明を終わります。

濱北会長	<p>ありがとうございました。報告第17号の今、説明が終わりましたけど、この件につきまして何かお尋ねとか質問とかないですか。</p>
池本委員 事務局	<p>今度の議会はいつからですか。</p> <p>3月の9日から始まります。</p>
池本委員 事務局	<p>3月議会。</p> <p>はい。3月議会の予定です。3月の9日から一応始まる予定でございますので、条例がかかるのは、15か16くらいにかかると思います。</p>
松野委員 事務局	<p>10人のうち半分が認定農家</p> <p>過半数ですので、10名のうち5人じゃなくて6人が認定農家ということになります。あと、青年を入れるとか女性を入れるとか、いろんなことが書いてありますけれども、そういうふうなことを入れていかなければいけないというようなところでございます。</p>
池本委員 事務局	<p>6名、過半数以上ということはこれは決まってるんでしょうけど、女性何名というのは決まっているんですか。</p> <p>女性は決まってないです。目標は国なり県なりで男女共同参画関係の計画指針があって、うちの長洲町のいろいろな委員の3割は女性を登用しましょうとか、そういう目標とかがあります。今の農業委員の皆様でも増岡委員と松野委員と2名入っておりますので、この定数に関しましても、人数、最適化推進法は100ha当たり1人と上限が決まっています、農業委員も14人という上限があります。今の農業委員の皆様は従来が17ですので、そこより少なくしたくなかったというのが正直な気持ちです。そうすると次の委員さんたちの負担がもっともっと大きくなります、一人がかぶる面積も多くなりますので。次に関しまして一応18名という形で。</p> <p>ただ一つだけ農業委員と最適化推進の違いは、この定例会での議決権があるかないかだけだというふうに私は思っております。委員さんはここで議決、推進委員は現場とかという一応大まかな仕事の分担はありますけども、やはりそれぞれの地元になっていただければ、農業委員さん、推進委員さん一緒になって、もちろん今の皆さんであっても、その地区では一緒になってやっていただいておりますので、そこだけの違いだと思っております。一応業務は増えることにはなりますけども、御負担はかけたくないと思っておりますので、現状を維持しつつ1増という形の人数になります。</p> <p>ただ、その中で、先ほどから出ております農業委員に関してだけは認定農業者を過半数が占めなければならないという縛りがありますので、6名。この前の勉強会で私が話させていただいたとおり、定数の8倍より長洲町で認めた認定農業者が少なければ、準じる者、元認定農業者であった人たち、あとは一緒に仕事をしている家族とかもこの認定農業者と認められるということで、もちろん議会の同意は要りますけども、一応それを活用した上で6人以上としなければいけないということが今からの流れにはなります。</p>
池本委員 事務局	<p>認定農家のOBはオーケー、認定農家の家族もオーケー。</p> <p>それは例外規定なので、この条例が通ったとしての話をいたします。定数10</p>

人になるので、8倍、80人に長洲町の認定農業者が80人いなければ、議会の同意を得たときにその例外規定が適用できます。この前、私があそこの勉強会で講師に、経営体ですか、人数ですかってしきりに聞いていたのは、経営体であれば家1軒なんですよね。長洲町の中にも、これは認定農業者のお話で初めて聞かれる方もおられるかもしれないんですけども、認定農業者を申請するときに、御夫婦それと子供さん夫婦とかっていう共同申請ていうのがあります。家族経営協定とかを結んだ上でなんですけども。その共同申請者に限っては、申請書1枚でみんなが認定農業者になれるんですよ、その家族全員が。そうなると、1経営体で4人認定農業者がいるというところもあるんですよ。

なので、この前の勉強会では経営体、経営体と言われてましたけど、最後にまたじっくり話し合った結果、結局認定者の数と言われてましたので、もう1回80人を満たすかどうかは私たちのほうでこれから精査していくことにはなります。多分ぎりぎりないんじゃないかなと思っています。今、50経営体なので、その中に共同申請されているのが五、六件で、10件はなかったと思うので。あとはちょっと法人の場合は使用人とか役員とかっていうところも入ってきますので、そこはもう1度確認するべきところかなと。それで80人にいかなければ議会の同意を得た上で、家族とかそういう例外規定を使っていきたいと思っているところです。

池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局

例外規定を使う場合は、80名以上は……。

認定農業者が80名以上いたらだめということです。

80名いたら例外規定はだめ。

だめです。

80名以下で例外規定が適用される。

適用できます。

ただし承認を得なければならない。

もちろん、議会の同意を得なければならない。

初めから6人認定農業者が全員上がってくれば、そのことは全然考えませんが、

濱北会長

何かほかに質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

ほかになければ、その他の件に入りたいと思いますが、いいでしょうか。

その他の件で何か質問とかないですか。

ありません の声有

濱北会長

その他がなければ、事務局のほうから。

事務局

事務局からです。

皆さんにちょっと御意見を伺いたくて、机に紙をいっぱい置かせていただいています。まず一番最初に、さっきの条例の定数案に附属するもので、1枚ペラ紙で報酬の案です。この前、新聞にも載っていたんですけども、一応、現行の今皆さんの年額報酬が下の大きな四角書きで書いてあるところです。委員の



皆様の年額14万8,600円、会長で年額15万6,800円のほうを四半期、3カ月ごとに分けて口座のほうに私のほうで振り込ませていただいております。

一応それでこの前の勉強会のほうでも委員の報酬なりいろいろ話になりましたけれども、まず今度の改正の時点で最適化推進委員というのが新設されたことにより、長洲町の報酬条例につきまして最適化推進委員を一つ設けなければなりませんでした。そのため、上の改正案の1段をつけております。そのときに一緒に委員の報酬額の算定もあったので、検討していただいた結果、報酬審議会のほうで次回の10月31日以降の次期委員からになりますけれども、一応会長16万5,000円、委員15万5,000円、最適化推進委員15万円のほうで、今度の3月議会のほうに、この報酬条例の上程を一応、予定をしているところです。済みません、次の委員からなのでほんとうに皆様にはちょっと申しわけないんですけど。

その金額の後に書いてある文言につきましては、この前私が勉強会で御説明しました最適化交付金のほうになります。ただ実質ですね、最適化交付金、活動すればその分、町にお金が入ってきて、それを皆さんに報酬の上乗せとしてお支払いするという形なんですけれども、現在でも似たようなものが皆様の口座に振り込まれております。例えば夏、利用状況調査で3カ月間で回っていただいた経緯があると思うんですけども、そのときに日誌のほうに皆様に何月何日にどこの地区を何名で回りましたという日誌を書いていただいたと思えます。あれにつきましてはその日誌で活動していただいた日数に応じまして金額のほうを別に振り込んだりしておりますので、そういうのがこの最適交付金、あれは町で言うと報償なんですけれども、報酬の上乗せとして払う形になりますので、次回の委員になられた方は活動の日誌等をつけていただくという形で、一つさっきの定数条例とあわせましてこの報酬条例につきまして、皆様のほうに御報告という形で1枚つけさせてもらっているところです。

続きましてが、用紙でカラーでつけておりますこの横判のやつですね。これが先ほど話した夏に回っていただいたときの耕作放棄地とかでチェックした数字になります。A分類と書いてあるほうが緑、黄色でつけてもらった部分で、まだ再生可能かなという農地です。前年値、ちょっと合計だけ簡単に申し上げさせていただきます。

前年値が25ha程度あったところが今回25万3,951㎡なので、25町と3反なんですけれども、それが本年は25町と3反ほど減ったのかなということになっております。めくっていただくと今度これが再生不可能となる山みたいなB分類の表になるんですけども、こちらについては41町4反が42町2反というところで、逆に五、六反ほど増えていると。左側の真ん中くらい、A分類からの移動というところで1万9,893、2町ほどありますけれども、こちらが昨年度A分類だったところから、本年度回ってもらったときに、もうここは再生不可能だと皆さんに御判断いただいたところで、こういう形で増えているのかなと思いません。

また、今回の定例会の案件で今まで委員さんの補足説明でもありましたとお

り、耕作放棄地が転用にかかったりとかであるかと思しますのでいくいくは減っていくか、増えていくかなというところになります。

調査とこの表を受けまして、事後報告で申しわけございませんが、A分類のところに該当した方に、去年と同様この意向調査という票を出しております。今年度出した数が大体180通くらいです。土地の数が300くらいだったと、ちょっと済みません、ちょっとあれですけど、180人くらいの方に送っているような形になってはおります。現在4割くらいはちょこちょこ返ってきております。ただ、その中でもやはり、ここでも何回かお話をさせていただきましたけど、町外に行ってますとか、先ほど池本委員からあったように、町外に出られてこっちで管理してくれる人が誰もいない、売りたいという話も聞きます。中には何か作物つくったけどって言われるところもあります。

ただそれも、最初に私が来て、当初申しわけなかったんですが、地図が見にくくてなかなか地番が見にくかったりいろんなこともあるかと思えます。あと皆様には長洲町の全筆を見ていただいておりますので、大変ご負担をかけていると思えます。今、農林水産課のほうで地目が田んぼのところについては、営農計画書、米、麦をどこにつくるかとか、この中でも農業されている方で、4月の公民館に田んぼについてはどこで何つくってというのを多分出してられると思えます。営農計画書ですね。来年はそういうのとかも突き合わせてなるべくご負担をかけないようにと、農林水産課とかで見回るところはなるべく省いて、それ以外のところを重点的に見てもらえたらなというところでちょっといろいろ考えておりますので、また来年度御協力のほどお願いしたいと思います。

次に、農業委員会整理カードというのが、これは多分6月くらいに毎年27年の実績と28年の活動目標というような形で多分6月の定例会で御審議をいただいたことがあったと思えます。この農業委員会活動整理カードにつきましては、全国農業会議所のホームページで全国版が見られます。6月に御審議いただいた件については長洲町のホームページで、長洲町農業委員会の昨年度の活動実績と今年度の活動目標という形で上げてあります。こちらの作成につきましては、資料をもとに作成してます。一応、この提出のときに農業委員会さんの意見をちょっと伺ってくださいということがあったので、今回皆様のほうに御報告させていただいております。

もう1枚の農作業料金と農業労賃についても同じように今から農業会議のほうに提出するんですけども、一応皆様の意向を把握してくださいということでしたので上げております。さっきの農作業料金とか賃金につきましては、長洲町の大きな農家さんとかの何人かにお尋ねをさせていただいて、その平均等々で大体これくらいという金額を書かせていただいているところです。

ちょっと駆け足の説明で済みません。もし何かお聞きしたいことがあれば、よろしく申し上げます。

ありますか。どうぞ。

農業委員と最適化推進委員、またこういったいわゆる報酬、こういったのを決める案が出ているんですけど、どういった形でやったんですか。事務局だけ

濱北会長  
池本委員

濱北会長

でやったのか、それとも何人か入って話し合っただけなのか。

長洲町に報酬審議会というのがあります。その委員会で話し合われたこの表ですね。

池本委員  
事務局

ほかともな。農業委員の定数あたりも。

定数はあらかじめのやつをつくりまします。ほかの市町村が出しているような条例案をまずは見ます。一応例規の審査がおりまして、こういうふうな例規のテクニクがあるんですよ、こういうふう言い回しをつくりなさいとかですね。そういうのがありますので、そこでうちが出した案にどんどん修正がかかったものを例規審査会というところでもんでいただいて、今、こういう案ができています。これを今度は議会に上げる場合に全員協議会にかけます。議会にですね。これが今月の23日になりますので、そこでもう1回御審議をいただいた後に本会議に上程するという形になります。

池本委員

その辺が整理してぴしゃっと教えてくれませんか。まず、案を誰がつくりまします、それを何にかけました、そしてこういったことでずっと順を追って最終的には正式に決まるんではないかというのをちょっと。ただこれ出してもろうたっちゃですね、誰が決めたかちょっとわからん。いっぱい出とうばってんですね、これを決めるまでにはどういった形で検討してこういった案を出しましたということばやっぱり言うてもらわんと、やぶから棒にこがんとば出してもろうたっちゃ。

それですね、報酬審議会で決めたっちゃうばってん、この報酬については、報酬審議会ですらどういったものを検討されたのか全く我々にはわからんわけですね。だからこういったことを報酬審議会ですら検討した結果、こういう数字になりましたとばですね出してもらわな、ただこれをやったばかりじゃ納得できんよ、それは。結局、報酬審議会ではいわゆる他の市町村とか何とか、同規模の農地面積のあるところとかそういったものとした結果、こういう数字になりましたと言わんと、ただこがんとば出したっちゃ、ただ事務局が出したとしか思えんよ。そこら辺ば説明してもらわんと、ただ数字ばかりいってっちゃ。高か安かの問題じゃなくて、そういった他の町村にレベルが合うとるとか、そういったことをしっかりなんせんならば。ただ報酬審議会にかけたと言っても、報酬審議会ですら審議したとかいってんわからん、これじゃあ。

事務局

では、一応、定数のほうから経緯を申し上げます。

定数についてはまず、事務局と会長のほうでまず何人にしようかと、もちろん先ほど私がお話したとおり、最適化推進委員については上限人数は決まっています。100ha当たり1人とかですね。なので長洲で置けるのは最高8人。それで、農業委員につきましては法令では14人が上限です。これを全部置こうとするならば22人になります。ただ、現行17人ですので、先ほど話したとおり、今の委員さんの現行を守りたいというところで最適化推進委員が8人、差し引くことのもう今17人ですので9人と思ってました、最初。

その後、認定農家が5人ところで、長洲町の役場の中、庁舎内にある町長、副町長、総務課、まちづくり課、いろいろ交えた経営会議というのがあります。

その経営会議の中で定数について1回出しております。その中でいろいろと局長のほうで説明していただいた結果、10人と8人に最後落ちついたのが一つです。ということで、この定数の案が10人と8人になったことを受けてこの条文ができ上がっているというのがまず条例に関してです。

この人数の経営会議については2回、12月と1月くらいの2回の経営会議に諮って定数を決定した経緯があります。

報酬に関しましては、まず先ほど話したとおり、最適化推進委員の報酬を決める必要がありましたので、今の委員さんと同額、先ほど話したように14万6,800円と同額にするのかと。ただ今度の新体制につきましてはこの法令業務だけではなく、これまでもお話ししております、もちろん皆さんにも現場とか出てもらっていますけれども、そういう現場活動、農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消等につきましては任意業務から完全なる法令業務に変わりましたので、業務量が増加するということで増額について、同じく経営会議のほうにできないかという話を進めておりました。

そういうところをもって、この金額を算定するに当たり確かに先行している南関町や玉東町につきましては、確かに会長、委員の報酬につきましては今の皆様の、先ほど話した報酬と差があります。逆に言うと、あちらの最適化推進委員はうちの今の委員さんたちよりもっと安いです。3分の1くらいです。10万とかです。10万、12万なんです。ただ、そうなると、委員と極端にちょっと差があります。でも、していただきたいことは農業委員も最適化推進委員も一緒なので、事務局の意見としては、ほぼ変わらない同額で農業委員さんも最適化推進委員さんであっても業務と言うか、委員活動行っていたきたいということがありましたので、その金額を算出しております。5,000円の差と言われてしまうと、委員につきましては議会の同意をいただいた上で町長の任命となります。最適化推進委員は農業委員会、次回の農業委員の方が委嘱することになりますので、法令議決権がないというだけでちょっとだけ差を設けさせてもらった次第です。

その内容を受けて事務局より報酬審議会の担当窓口である総務課のほうに関係資料を提出の上、報酬審議会、1月末に2回開催されて、今、この答申がなされているというこれまでの経緯です。報酬審議会にはですね、近隣の農業委員会の金額、大体幾らかというのと、新しく移行したその玉東さん、南関町さん、また県内の合志、高森あちこちのやつを全部集めてこれぐらいの金額ですよというのを提示しております。

池本委員

それをここには出すわけにはいかんと。そういったものを列記して、よそはこうですよというのをみんなに出したほうがいいと思います。

事務局

それはいいと思います。

池本委員

出した結果ですね、結局よそは会長が幾ら、委員が幾ら、それを町村別に出して、日当幾らというのをオープンに出してしまった中でそればですね、みんな一番理解しやすかと思うたいな。それを出さんなら。これを出すときにそういったものを付表として出してやらないかん。でなかったら、ただ自分の事務

濱北会長 局の決めたとは押しつけるような感じになるけんですね。こういったものを資料として集めて報酬審議会に出しまして、これがこうですよって。

事務局 今の報酬の件ですけど、2月の3日の有明新報にこのことが載っております。その有明新報の内容はですね、今、局長が言われたように、よその地区をずっと調べてつくつとるとということが書いてありました。2月の3日の有明新報に載っておりました。

池本委員 もう1個ポイントがあってですね、うちから要望を出したんですけども、同じタイミングで教育委員も上がっているんですよ。やはり同じような土俵で審議をされてますので極端な差がつけられなかったっていう。申しわけありません。教育委員の方は農業委員とあまり変わらないんです。年間がですね。今度上がってですね。いろんな事情を審議会のほうでは考慮されているということはお聞きしました。中に入っていないので、済みません、私はわかりませんが、先ほど池本委員のほうから言われた資料に関しましてはお出しすることはできますので。

上野委員 出しとったほうがよくはなかかと思うよ。報酬の安かればよか、高かとかがよかじゃなくて、やっぱり仕事ばしてもらわんといかんけん。

事務局 一ついいですか。報酬の問題があって、よその規模と同じような今のところ金額だけが話題になっていますよね。よその委員というのは、これはやっぱり決議機関だけですか。全部事務局がこれを用意するわけですか。もちろん担当は報告まででしょう。あとこれは全然委員はしない、報告だけする。決議も。わかりますか。仕事の内容です。この作成には全然ノータッチですか。この土俵に上がってきてイエス・ノーを判断してするのは、ほかの町とか市の農業委員もそうですか。

上野委員 多分、担当地区は一緒に今、私たちがしてもらっているとおり、一緒に行っていると思います、現地を見るときに。

事務局 それはわかります。それはぐらいはわかります。それ以外は全部こっこの事務局で作成されたものですか。

池本委員 資料は多分そうだと思います。資料を委員さんがつくるというのは多分ないと思います。

上野委員 ないない。

事務局 それによって差が出るのかなと思って。前、聞いたところによると、これに少しタッチしとる委員会もあるって聞いたんですよ。では、全部事務局ですね。

上野委員 申請が出てこないとどこってというのがなかなかわからないんで、多分その申請が出た時点でもしかしたら委員さんとお話をされている事務局もあるかもしれないですね。こういうのはどういう土地ですかということで、事務局自体が合併したところなんかはですね、例えば今、玉名市さんなんかは旧天水とか横島の状況がわからない場合は多分委員さんとかと話をされているかもしれないです。

上野委員 そういうのもどんなふうかなと思って。

濱北会長 上野委員 土山委員	それはまずないと思います、書類の作成は。 ほとんどがこれに準じたのができ上がってそれを決議するわけですね。 一つよかですか。日額の500円ていうとは大体どこもこげんか感じですかね、 ほかの市町村も。
事務局 土山委員 事務局	ばらばらです。 俺は時間500円と思うたったい。 違います。
池本委員 事務局 土山委員 事務局	時間500円なら労働基準法違反じゃん。 費用弁償です。 多かところで。 多かところで1,000円とかがあると思います。でも大体500円から1,000円で す。旅費とはちょっと違うんですよ。
土山委員	日額500円ちゅうことは仕事内容がいろいろあっと思うったい、ただ見てさ らくだけでもあるし。
事務局	そうじゃないです。費用弁償というのは会議とかに出てきてもらう、その費 用の弁償という意味です。
土山委員	しかし、農業新聞なんかはよく見とったらね、例えば何ヘクタール、今年は 耕作放棄地を農業委員でやりましたとか、ああいうのは入ってないわけですか。
事務局 土山委員 事務局	それは関係ないです。 それはまた別。 別です。先ほど話した夏に見てもらってときとか、例えば今度、後からまた 説明しますけど熊本とかこの前の研修とか、ああいうのは旅費ですね。県劇に 行くとかこの前指宿に行ったときとか、ああいうのは町から宿泊費とそれに値 する日当という旅費という形で一律にお出ししているんですよ、決まりがあっ て。この前の、さっきあった現地を見て回ったときに関しては、現地分の対応 ということで1日4,000円の報償として払ってます、報酬じゃなくて。謝礼と いう形です。ややこしかです。済みません。この500円というのは、この会議 に出ている費用の弁償という形なんですよ。旅費とかじゃなくてで すね、拘束のあれみたいな形で。
上野委員 事務局 池本委員 事務局	ほとんど町の関係の費用弁償というのは500円なんですか。 うちは500円です。 ばってん、一応町違う会議やったら4,000円とかなっとるけどな。 4,000円は報償です。1日だけの会議に出てくる場合、費弁がつくやつとつ かないやつがあって、つくやつには4,000円と500円が一緒に入っているはずで す。
池本委員	今、農業委員の作業量について話があったばってん、他のいわゆる市町村あ たりがやっている定例会の内容、ただ3条、5条だけですね、決めているだ けか、ほかにもいろいろ何か議論しとるものがあるか、そういったことしっか り、この3条も5条も、あんまりみんなで論議する必要のなかことが多いかも んな。3条、4条、5条、向こうから申請のあったならですね、受け付けてや



事務局 多分そういう圃場整備の真ん中は、誰もつくらんけん町に寄附しますと言っ  
ても町は……。ただ、そういつて新町とか、公民館の周りとか、町の何かの附  
属でならわかるんですけど。道路要地とかですね。

徳山委員 隣接して進入路がないから買ってくれと言いはるばってん、借りると草刈り  
したり……。現在利用価値がないもんですから区長は買っとらんですけど。真  
ん中まではせんけど除草剤で周りをぐるりと振りよっとですけどね。じゃあ、  
町は把握してないんですね。

事務局 農業委員会のほうじゃちょっと。

徳山委員 農業委員会では把握してない。

事務局 はい、済みません。そこはちょっとうちのほうでは。

濱北会長 町がもろうてくるんなら相当出てくるばい、そがんとん。

宮野委員 税金のかかってくるけんね。

濱北会長 何かほかにはないですか。

ありませんの声有

濱北会長 なければ、これをもちまして、平成28年度長洲町農業委員会定例会を閉会い  
たします。

(事務局その他)

1. 3月の定例会の日程について
2. 農業委員改選に伴う勉強会について
3. 平成28年度熊本県農業委員会活動強化推進大会について
4. のうねんの配布について

閉会(終了 午前11時37分)



以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印